

介護サービス事業者等への指導・監督について

1 はじめに

介護保険サービス事業は、各事業所の責任において人員基準・設備基準・運営基準に適合しているか自主点検を日々行い、更に利用者サービスの向上を目指して充実していただくものです。事業運営の向上に努めなければならないことに留意し、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準の適合に満足することなく、自ら事業運営の改善をはかっていただくようお願いします。

(1) 職員研修

従業員の資質向上のために、研修の機会を確保してください。特に、身体拘束防止、虐待防止、法令遵守に関する研修は、毎年、実施してください。

(2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国、県又は市に届出を行うことが義務付けられています。安城市に業務管理体制の届出が必要な事業者は、地域密着型サービスのみを行う事業者（総合事業は対象外）で、事業所が安城市内にのみ所在する事業者です。既に届出を済ませている事業者で、法令遵守責任者の変更など届出内容に変更があった場合は遅延なく届出してください。

(3) 「介護サービス情報公表システム」での公表

介護サービス事業者は、介護サービス情報を愛知県に報告することが義務付けられています。愛知県公式ウェブサイトを確認し、情報公表制度の対象事業者は手続きをし、「介護サービス情報公表システム」により公開してください。

対象事業所

ア 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所

イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

(4) 愛知県介護保険指定事業者講習会

愛知県が行う「介護保険指定事業者講習会」の資料も参考にしてください。

（愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのウェブサイト参照）

2 指導の種類

市が行う指導には、集団指導、運営指導（令和4年3月31日付け介護保険最新情報 vol.1061 において「実地指導」から「運営指導」に名称が変更されました。）及び監査があります。

(1) 集団指導

各事業所に対し情報提供等を個別に行うのではなく、全体に対して行うものです。安城市では事業者連絡調整会議が集団指導の位置づけです。集団指導では、指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正請求の観点から介護保険事業の適正化を図るため実

施します。市が所管する事業所については、集団指導に欠席した事業所は指導強化対象事業所としています。

(2) 運営指導

運営指導には、市が単独で事業所に伺うものと、愛知県と合同で伺うものがあります。運営指導は対象となったサービスの指定権者が行うため、県が指定権者のサービスに指導を行う際は、県職員も伺います。

指導対象サービスの指定権者	事業所に伺う職員
県	県職員＋市職員 (指導は県職員が行います。)
県・市 両方	県職員＋市職員 (両者から指導を行います。)
市	市職員のみ

県との合同指導に際しては、県から事前調査（自己点検シート）書類及び改善指示事項に対する改善状況報告について提出を指示されますが、愛知県への提出に加え安城市にも同書類を提出してください。

市のみで実施する指導については、「3 運営指導について」にて説明します。

(3) 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 運営指導について

本市では、原則として3年に一度は運営指導を行っています。運営指導では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、サービス事業者が法令・通達などに基づき適正な事業運営を実施しているか調査し、また必要な指導を行うことをいいます。

(1) 事前提出書類

市の運営指導に際し、勤務形態一覧表、運営規程等の書類に加え自己点検シートを事前に提出していただきます。実施通知に事前提出書類について記載してあります。

※自己点検シートについては、令和4年度から運用を開始します。

(2) 改善指示事項

運営指導での改善指示事項は、文書で通知する内容は勿論、口頭指導内容も漏らさず改善をはかっていただくようお願いします。

(3) 総合事業の運営指導

総合事業の運営指導については、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」に基づき実施します。県との合同指導時に同時実施または、市単独実施にて行います。

(4) 留意事項

一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合は悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分の判断材料のひとつです。

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知でもって運営指導を行う場合があります。

(5) 指導の実施状況（令和3年度分）

12事業者 14事業所 20サービス

うち改善報告を求めたい事業所数 11事業所

(6) 主な指導内容（令和3年度分）

区分		指導内容
人員基準	1	従業員の資格証を確認する上で、姓が変わった者については、戸籍抄本等により確認が取れるよう整備すること。
	2	複数の職種を兼務しているものについては、辞令等により兼務関係を明確にすること。
	3	勤務表について、職種ごとに勤務時間数を区分して記載すること。
運営基準	1	運営規程と重要事項説明書の整合性を図ること。
	2	介護職員等の資質の向上のため、研修の機会を確保すること。
	3	重要事項説明書について第三者評価の実施状況を記載すること。
	4	ヒヤリハットの収集に努め、記録を適宜残すこと。
	5	それぞれの利用者について、サービス介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。
	6	契約書は本人に署名してもらうこと。

(7) 今後の運営指導について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以前のように実施できておりませんが、緊急事態宣言が発出されていない場合は、感染対策を講じたうえで実施する予定です。

また、実施通知についても、これまでのような1か月前通知では、新型コロナウイルス感染症が収まったタイミングでの指導が行いにくいことから、2週間前通知で行う場合もありますのでご承知おきください。

4 地域密着型サービスの利用について

平成18年に創設された地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えることを目的としています。そのため、本市の地域密着型サービスは、原則、安城市に住民票のある人のみが利用できます。以下に該当する場合は、本市の

地域密着型サービスは利用することができませんのでご注意ください。

(1) 安城市に住民票がない場合。(実際に住んでいるのが安城市であったとしても、住民票を市外に置いたままの場合は利用不可。)

(2) これまで他市町村に住民票を置いていた人が、安城市の地域密着型特定施設やグループホームに直接入居する場合。

なお、市町村によって地域密着型サービスの取扱いが異なる場合もございますので、詳細は担当市町村の介護保険部局へご確認ください。

<説明事項 1 に関する問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係 Tel0566-71-2290>

介護サービス事業所の各種届出について

1 変更届・加算届について

(1) 変更届について

- ① 変更届出書は変更後 10 日以内に届け出ることとする。
- ② 総合事業のサービス事業所においても、忘れずに届け出ること。

忘れていませんか？

総合事業の各種加算届・変更届は、市への提出が必要です。

訪問介護・通所介護を西三河福祉相談センターへ届け出て、総合事業もあれば市へも忘れずに届け出てください。他市の総合事業の指定を受けている場合は、他市への届け出も忘れずに行ってください。

- ③ ただし、運営規程の変更のうち従業員の変更（職員の採用、退職の異動）は頻繁にあることも考えられるため、次のことを条件に、特例扱い※をすることとする。
(愛知県における「従業員の変更に係る届け出の特例」同様の規定とします。)

※その都度の届出はなく、毎年 6 月 1 日時点の内容を同月末までに届け出ること。

- ◎人員基準の適合していることを事業所が自主点検すること
- ◎運営規程、重要事項説明書等の書類を事業所で適切に整備すること
- ◎介護報酬の加算の体制に影響のないこと
- ◎次の職種でないこと
 - ア 管理者（全サービス）
 - イ サービス提供責任者（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）
 - ウ 介護支援専門員（全サービス）
 - エ 計画作成担当者

(2) 加算届について

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	毎月 15 日以前に届出 → 翌月から 16 日以降に届出 → 翌々月から
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特別養護老人ホーム	届出を受理した日が属する月の翌月 (届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>変更及び加算の届出について (9 ページ参照)

2 【居宅】特定事業所集中減算について

(1) 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

(2) 手続きについて

- ・80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく届出書の提出が必要です。
- ・なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>特定事業所集中減算の届出について (9 ページ参照)

<説明事項2に関する問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係 Tel0566-71-2290>

3 市公式ウェブサイトの確認について

市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページでは、「事業者向け情報」を掲載しております（例：介護保険最新情報、国・県からのお知らせ、介護報酬改定について、介護保険事業所の各種手続について等）。

重要な情報を掲載しておりますので、普段からこまめにご確認いただきますよう、お願いします。

高齢福祉課のお知らせ HPのご案内

The image shows a screenshot of the Anjo City official website. The top header includes the Anjo City logo and name, a search bar, and a navigation menu with categories: Home, Living, Learning, Playing, and Business. Below the header is a 'Convenience Guide' (便利ガイド) section with a grid of icons representing various services. A yellow callout box with the text '①「総合メニューから探す」クリック' points to the '総合メニューから探す' (Search from the综合 menu) button in the left sidebar. Another yellow callout box with the text '②車いすのアイコンをクリック' points to the wheelchair icon in the 'Health, Welfare, Nursing, and Medical' (健康・福祉 介護・医療) category in the Convenience Guide grid.

安城市
受け継ぐ想いを未来へ届ける
望遠郷

総合メニューから探す

①「総合メニューから探す」クリック

安城市
総合トップに戻る

Googleカスタム検索

検索

ホーム 暮らす 学ぶ 楽しむ 事業者

便利ガイド

すぐに知りたい

子育て教育

ライフシーンで選ぶ

ごみリサイクル

健康・福祉 介護・医療

保険・年金

税金

届出・証明 (パスポート)

水道・下水道

住まい・土地

あんくるバス

救急医療 AED

ペット・動物

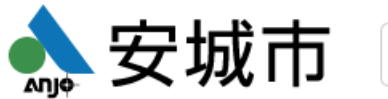
②車いすのアイコンをクリック

福祉・介護・医療

不審な電話にご注意ください

医療助成制度

- ・子ども医療
- ・心身障害者医療
- ・母子・父子家庭医療
- ・精神障害者医療
- ・後期高齢者福祉医療費給付制度
- ・自立支援医療(精神通院)
- ・自立支援医療
- ・小児慢性特定
- ・養育医療
- ・精神障害者医療
変更します。



ホーム

総合トップ

ホーム > 暮らす > 健康、福祉

健康

③「福祉・介護・医療」
クリック

福祉・介護・医療

④「高齢者の福祉」
クリック

高齢者の福祉



総合トップに戻る

Google カスタム検索

ホーム

暮らす

学ぶ



総合トップ

ホーム > 暮らす > 高齢者の福祉

いいね!

高齢者の福祉

■ 個人向け情報

介護保険制度案内ページ／利用できるサービス(介護保険サービス・介護
市内事業所一覧／予防・保健／介護の知恵袋／認知症／支援活動／在宅医療／各種申請書

■ 事業者向け情報

介護保険事業者向け情報／地域密着型サービス事業者・介護予防支援／
介護予防・日常生活支援総合事業／居宅介護支援事業者向け情報／在宅医療・介護連携拠点推進

■ その他

あんジョイプラン／施設整備／各種審議会／介護・福祉の仕事に関する情報 など

⑤「事業者向け情報」
クリック

重要な事項については太枠で囲ってありますので、随時ご確認ください。

事業者向け情報

■ 新型コロナウイルス感染症情報

- [愛知県緊急事態宣言](#)（令和2年8月7日更新）
- [新型コロナウイルス感染症に係る国・県からの通知等](#)(随時更新)
- [高齢福祉課からのお知らせ](#)(令和2年6月9日更新)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援金）に](#)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（サービス継続支援事](#)
- [介護サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金につ](#)

■ 介護保険事業者向け情報

- [関係条例・規則・要綱](#)
- [事故報告書について](#)
- [介護報酬改定について](#)
- [事業者連絡調整会議](#)
- [介護保険最新情報Vol.715~](#)(随時更新)
- [介護保険最新情報Vol.600~714](#)
- [介護保険最新情報Vol.511~599](#)
- [災害に係る厚生労働省からの事務連絡](#)(令和3年1月7日更新)
- [国・県からのお知らせ](#)(令和3年2月25日更新)
- [事業者向け研修のお知らせ](#)(令和3年2月16日更新)
- [訪問介護届出について（居宅介護支援基準第13条第18号の2に係](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)
- [更新について](#)
- [変更及び加算の届出について](#)
- [休止・廃止・再開の届出について](#)

処遇改善加算等、各種届出の様式は[こちら](#)からダウンロードしてください。

■ 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業者

- [業務管理体制に関する届出について](#)
- [特定事業所集中減算の届出について](#)
- [指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス\(お泊りデイ\)の](#)
- [定員が18人以下の通所介護の移行について\(平成28年度\)\(外部リンク\)](#)

■ 介護予防・日常生活支援総合事業

- [介護予防・日常生活支援総合事業のマニュアル、運営の手引き、基準要綱](#)
- [安城市介護予防・生活支援総合事業指定事業者一覧](#)
- [令和2年度短期集中型介護予防サービス事業の実施事業者募集\(令和2年](#)
- [サービス事業費の請求について](#)
- [介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定等について\(令和3年3月18](#)
- [介護予防・生活支援サービス事業アンケート等](#)

■ 居宅介護支援事業者向け情報

- [居宅介護支援費に係るターミナルマネジメント加算の取扱いについて\(PDF\)](#)
- [介護保険住宅改修施工事業者研修会](#)

介護職員等ベースアップ等支援加算について

1 加算について

令和4年10月以降、介護職員の収入を3%程度引き上げるための措置を講じるため創設された加算です。賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てていただく必要があります。

なお、ベースアップ等加算の算定には、処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している必要があります。

2 計画書の作成について

既存の処遇改善関係の加算や補助金とは異なる加算のため、算定を希望される事業所については、計画書を作成していただく必要があります。

また、取得する加算の内容に変更が生じるため、計画書に加え、いわゆる様式A及びB（※）を作成してください。

※総合事業以外は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、総合事業は「介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等に関する届出書」「介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等状況一覧表」を指します。

3 計画書の提出について

既存の処遇改善加算等と同じく、前々月の末日までに提出をしていただく必要があります。令和4年10月から算定を希望される場合は、令和4年8月31日までに提出してください。

4 計画書等の様式について

令和4年度のベースアップ等加算に係る届出から、新しい様式をご利用ください。市ウェブサイトの「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について」のページに掲載をしています。

5 その他

ベースアップ等加算については、介護保険最新情報Vol.1082に詳細が記載されていますので、あわせてご確認ください。

<説明事項3に関する問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係 Tel0566-71-2290>

その他

令和3年8月から始まりました高齢者の一般タクシー料金助成制度についてご案内します。移動でお困りの要介護・要支援の方がいらっしゃいましたら、以下をご確認のうえ市役所高齢福祉課高齢福祉係にご案内をお願いします。



高齢者タクシー料金助成利用券について (一般タクシー)

1 交付対象者

以下の①～④全てに該当する人

- ① 介護保険の要介護・要支援認定を受けている65歳以上の人
- ② 特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームなど介護等事業を提供する施設や、サービス付き高齢者向け住宅に入所・入居していない人（自宅で生活をしている人）
- ③ 安城市高齢者タクシー料金助成利用券（車いす・ストレッチャー専用）の交付を受けていない人
- ④ 安城市障害者福祉タクシー料金助成の対象とならない人

2 申請方法

- ・申請書に必要事項を記入のうえ、郵送又は高齢福祉課高齢福祉係の窓口（44番）で申請してください。介護保険被保険者証（またはその写し）が必要です。

3 助成内容

- ・「500円の利用助成券×（年度末までの申請月を含めた残り月数×3枚）」を交付します。

4 利用方法

- ・乗車の際、タクシー券と介護保険被保険者証を乗務員に提示してください。
- ・タクシー券は、乗車1回につき1枚のみ利用できます。
- ・利用できるのは表紙に名前が記載されている方のみです。（付き添い者の同乗は可）
- ・普通車両（一般タクシー）のみ利用できます。
- ・「本チラシ裏面」及び「タクシー券冊子裏表紙」に記載の事業者で利用できます。

5 タクシー券の返却が必要となる場合

- ・介護等事業を提供する施設に入所した場合（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅 など）
- ・死亡、市外転出、要介護・要支援認定でなくなった場合

6 令和3年度の申請者数

支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
324	186	112	31	11	10	2

【利用対象タクシー会社】

会 社 名	電 話 番 号	所 在 地
愛知福祉交通	(0566)71-2766	安城市朝日町
大興タクシー(株)	(0566)21-3418	安城市二本木町
愛知みどり交通(株)	(0566)41-2424	碧南市久沓町
介護タクシーカルカル	(080)9493-2991	岡崎市宇頭町
さわやかサービス	(0564)58-2424	岡崎市羽根町
豊栄交通(株)	(0565)28-0228	豊田市深田町
名鉄知多タクシー(株)	(0569)37-1112	碧南市塩浜町
名鉄東部交通(株)	(0566)81-1276	知立市上重原町
(株)エクスプレス・サービス (令和4年5月1日から)	(0566)74-6677	安城市篠目町

令和4年5月20日現在

＜その他に関する問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 TEL0566-71-2223＞